

## 平成23年川俣町議会第6回定例会会議録

平成23年川俣町議会第6回定例会は、6月22日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	総務課長	仲江泰宏君
企画財政課長	菅野浩市郎君	町民税務課長	高橋良之君
会計管理者	佐藤修一君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	沢井一雄君	産業課長	沢口進君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
こども教育課長	佐藤光正君	生涯学習課長	佐藤勝雄君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	齋藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 6号 寄附採納報告
- 報告第 7号 平成22年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 8号 平成22年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）
- 議案第 48号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第3号）（説明）
- 議案第 49号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第 50号 平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第 51号 川俣町監査委員の選任について（審議採決）
- 議案第 52号 川俣町情報公開審査会委員の任命について（説明）

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、平成23年第6回川俣町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。会議を進める前に申し上げます。本日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は、脱いで結構です。（午前10時00分）



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第118条の規定により、議長において13番議員 石河清君、14番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。石河清議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る6月17日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から28日までの7日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告等を受けます。その後、平成23年度補正予算3件について提案内容の説明を受け、人事同意2件の審議、採決を行い、午後1時半ごろ散会の予定であります。

なお、本会議終了後は各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第2日目の23日、木曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の24日の金曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は6名の方を予定しております。第4日目の25日は土曜日、第5日目の26日は日曜日のため休会といたします。第6日目の27日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、24日に引き続き2名の方の一般質問を行い、午後1時半ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第7日目の28日、火曜日は、午後1時から議会運営委員会++を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、常任委員長から陳情の審査結果について報告を受けた後、平成23年度補正予算3件について、質疑、討論、採決を行い、その後、追加議案等が予定されておりますので、これらをすべて議了し、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

報告といたします。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告がありました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

本日、ここに、平成23年第6回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、報告3件のほか、議案が、平成23年度一般会計補正予算（第3号）ほか2件、人事同意が2件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、3月議会以降の東日本大震災関係の状況につきましてご報告を申し上げます。

顧みますと、3月議会の第1日は3月10日で、東日本大震災の前日でありました。翌11日、14時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、この地震で宮城県栗原市が震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などで震度6強と、広い範囲で強い揺れが観測され、また、津波により甚大な被害が発生いたしました。本町では震度6弱の地震により、人的被害はなかったものの、役場庁舎をはじめ文教施設、土木施設、農地・農業用施設、住宅・宅地などに多くの被害が発生をいたしました。この地震は平成23年東北地方太平洋地震と命名され、また、この地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害の呼称は、「東日本大震災」となりました。この地震による震度4以上の余震は、6月19日までに176回、1日に約1.7回の割合で発生しており、道路や建物など余震による被害の拡大が懸念される中、復旧に向けた準備を進めているところでございます。地震発生後まもなく大津波が発生し、この地震とそれが引き起こした津波が、東京電力の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所を襲い、これまでに経験したことのない未曾有の大規模かつ長期的にわたる原子力災害となってしまったところでございます。3月12日以降、本町には双葉町、浪江町、南相馬市等々から6,500名を超す市町村民の皆さんが避難され、避難された皆様の生活支援のため、町民の方々のボランティアをはじめ、町内外の多くの皆様からのご支援に支えられて、今日に至っておりますことに感謝を申し上げます次第であります。本町におきましては、4月22日、山木屋地区が計画的避難区域ということの設定をされて以来、2か月が経過したところでございますけれども、山木屋地区の避難されてい

る皆さん方、一時避難につきましての状況は、町内が589人、町外が597人、  
県外が53人となっているところでございます。それぞれ一次避難、二次避難とい  
うことを取り組む気になっているわけでありますけれども、この二次避難先であり  
ます仮設住宅につきましては、農村広場に建設しております160棟につきまして  
は完成を見、この6月26日に入居が始まるところでございます。この仮設住宅へ  
の入居に関しましては、今月17日に山木屋地区行政区長会議を開催し、19日  
には入居される皆様方を対象に説明会を開催し、入居の手続きから使用許可期間、  
入居者が負担する費用等、また、NPO法人による生活用品の寄贈などについて説明  
を行ってきたところでございます。また、仮設住宅の夏の暑さ対策、住的環境を少  
しでも改善するとともに、植物を育てることにより人の心を癒す効果などを考え、  
NPO法人緑のカーテン応援団の緑のカーテンプロジェクトにより、6月18日、  
農村広場の仮設住宅でプランターへの朝顔の種まきを関係団体や山木屋地区住民の  
皆さん、町商工会女性部、青年部の皆さんなど100名を超える多くのボランティ  
アの方々の参加により行うことができました。更に、この仮設住宅の敷地内には、  
6月26日の入居開始に合わせて、コンビニエンスストアファミリーマートの  
臨時店舗がオープンすることとなりました。店長には、山木屋地区で代々小売店を  
営んでこられた大内さんが採用され、川俣シャモなどの町の特産品の販売について  
も、検討されております。仮設住宅に入居された方々のコミュニティの中心として  
の活用も期待をされているところでございます。また、本町では住民の健康を守る  
ため、関係者の不安解消を図るためにも、学校等のグラウンドや地区の集会所などを  
中心に、独自に環境放射能モニタリング調査を行っております。現在では、ピンポ  
イント測定分を含め、町内の地域バランス等を考慮し、42か所を時間当たりの放  
射線値の定点測定を行いながら、その測定結果について、災害対策本部からのお知  
らせや町ホームページにより、広く周知しているところでございます。また、避難  
された山木屋地区の防犯等を守り、また、雇用を確保する観点から6月16日には、  
地域安全パトロール隊の結成を行い、出発式を行ったところでございます。約60  
名の隊員により15班体制を編成し、交代制で防犯パトロールを行っているところ  
でございます。警察との合同パトロールによる警備力の強化や定点パトロール  
と巡回パトロールとの組み合わせにより、防犯効果の向上を図っているところ  
でございます。また、パトロール中は、隊員の線量管理にも万全を期し、線量計による  
線量管理、累積線量管理についても、フィルムバッジ着用による個人管理を徹底し、  
安全管理に努めているところでございます。また、山木屋地区の全世帯を対象に、  
警備会社と警察署との連携によるホームセキュリティーシステムも導入し、パト  
ロール業務との相乗効果を図るため、常時申し込みの受け付けを行っているところ  
でございます。また、西部工業団地につきましては、当初の仮設住宅建設計画を変更し、  
計画的避難区域指定によって失われた経済基盤の確立と雇用の確保、復興に向け、  
製造業等の企業誘致や放射線あるいは土壌改良に関する研究施設等の受け皿として、  
整備されるよう国の方に求めて要望活動を行ったところでございますが、この件に

関しましては、飯舘村とともに要望活動を行ったところでございます。飯舘村におきましても、川俣町に雇用の場が確保されることは、村にとっても大変有意義なことであるというような認識の下に、村長さん、そしてまた佐藤議長さんともども私ども4名で、内閣総理大臣の方に要望を行ってきたところでございます。山木屋地区内の農地、農業用水路等の保全管理につきましても、定期的に管理ができるよう、鹿野農林水産大臣に対し要望いたしておりましたが、6月20日、農林水産省から一時的な立ち入りの範囲内であれば、農地の荒廃を防ぐため、年1回程度の草刈や月1回程度の水路などの管理について、条件付きで認められることとなりました。また、農地の除染につきましては、ふるさとへの帰還に向けた取り組みの一環として、農水省に要望活動を行ってまいりましたが、この度農水省が中心となって除染実験を行うため、去る6月21日、この打ち合わせを行ったところでございますが、具体的には6月25日からこの植栽、食物を植栽するような方法で山木屋地区の土壌改良の実証試験をするというような予定が立てられたところでございます。農地の使用につきましては、原発事故の早期収束が前提条件でありますので、あらゆる手段を講じた早急な事態の収束の実現を更に進めてまいる考えであります。また、町民の皆さんの健康管理につきましても、県知事に対して、早期に実施するよう要望してきておりましたが、福島県の健康管理調査検討委員会は、全県民を対象にした放射線被曝調査の概要を決定いたしました。そして、本町山木屋地区を先行調査区域とすることと決定をいたしまして、昨日、福島県の地域医療課、県立医大の担当者、本町の担当者による事務打合せを行ったところでございます。先行調査は6月下旬からはじめることといたしまして、その実施方法は、まず、問診票により外部、内部被曝量の推定値が算出されます。この中から約100人を抽出し、体内で浴びた放射線量を測るホールボディカウンターや尿検査を実施することとなっております。また、全県民に対する調査は、8月から開始されることとなっております。なお、これらの健康管理調査を実施するにあたりましては、今後、地元の皆様に対する説明会を開催して取り組んでまいる考えであります。また、昨日、わが国でも有数の私立総合大学で13学部と15の研究所を有する学校法人近畿大学に対しまして、平成25年3月末までの2年間、震災復興アドバイザーを委嘱いたしました。これまで大学原子力研究所長、近畿大学におかれましては、大学の原子力研究所長をはじめ、同大学関係者が本町に来町され、大学からの町内の放射線量の測定、また、土壌汚染の状況等について継続して調査を実施しながら、川俣町の復興のために協力したいとの申し出を受け、5月30日に再来町された際に、先の調査結果を踏まえた考察や今後の課題等について提言をいただいたところでありましたが、震災復興アドバイザーの委嘱をお願いいたしましたところ、快諾をいただいたところでございます。また、町の子どもたちを放射線から守るため、健康管理を徹底するため、積算線量を測定するガラスバッジを幼稚園、保育園、小中学生約1,500名と教職員に対して装着し、それを3か月ごとに年4回測定し、1年間にわたり子どもたちの今後の健康管

理について、適切な助言とご指導、ご支援をいただくことといたしました。ガラスバッジの装着につきましては、プライバシーに配慮するとともに、子どもへの装着については、各保護者から承諾をいただくことといたしております。また、子どもたちの甲状腺被曝調査につきましては、3月24日、原子力保安院が山木屋地区の1歳から6歳までの乳幼児と7歳から15歳までの児童生徒合わせて66人について調査をし、更に3月28日から30日までの3日間にわたりまして、町内の8歳以下の児童、生徒637人について調査をいたしました。その結果、原子力安全委員会の指針基準に基づき、問題なしとの結果でありました。しかし、町では原子力発電所事故から3か月以上が経過していることを踏まえ、更にまた甲状腺の被曝調査を実施するよう、県へ要請しているところでございます。

それでは、主な議案等についてご説明を申し上げます。

報告第6号、寄附採納報告は、一般寄附分、災害対策分の寄附採納報告を行うものでございます。

報告第7号、平成22年度川俣町繰越明許費の繰越の報告については、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成22年度分の一般会計予算の繰越明許費に関わる歳出予算の経費を平成23年度へ繰越したもので、同法同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第8号、平成22年度川俣町事故繰越の報告については、地方自治法第220条第3項の規定により、平成22年度の一般会計予算の事故繰越にかかわる歳出予算の経費を平成23年度へ繰越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

議案第48号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第3号）は、補助事業の採択によるものや緊急を要するもの及び災害復旧事業費など、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億7,732万4,000円を追加し、予算の総額を63億9,871万8,000円とするものでございます。歳入の主な補正は、国庫支出金で公立学校施設災害復旧費国庫負担金1,433万7,000円、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金1,109万6,000円、社会教育施設災害復旧費国庫負担金1,587万3,000円、県支出金で災害救助費繰替支弁金1,215万2,000円、寄附金で災害対策寄附金6,847万6,000円、義援金5,641万2,000円、町債で公立学校施設・社会教育施設災害復旧事業債併せて1,500万円の増額となっております。歳出の主な補正は、東日本大震災等災害救助費関係1,215万2,000円、扶助費で計画的避難区域の指示による山木屋地区住民の皆様への被災者見舞金6,260万円、被災児童生徒就学援助事業1,109万8,000円、普通建設事業で峠の森自然公園内道路工事613万9,000円、福祉センター解体工事費2,625万円、災害復旧事業費で川俣小、川俣中などの校舎補修工事費2,150万7,000円、町体育館音響設備工事費、中央公民館の補修工事費1,212万5,000円などの増額であり、本補正予算の増減額829万4,000円を財政調整基金へ繰戻す措置としております。

議案第49号、平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出及び資本支出にかかる補正で、収益的支出補正は水道事業費用の原水及び浄水費209万2,000円の増額で、主なものは浄水場沈殿地等修繕費124万4,000円、次亜塩素酸ソーダタンク修繕費49万3,000円などでございます。資本的支出補正は、浄水設備工事費として非常用発電機更新工事費627万9,000円、固定資産購入費8万9,000円の増額でございます。

議案第50号、平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、予算の総額を1,563万6,000円とするものでございます。歳入では、飯坂財産区と森林農地整備センター（旧森林開発公団）との契約により、当初予算において、飯坂後峠地内の分収造林事業における除伐施業負担金を措直しましたが、間伐材の搬出作業道の整備が必要となったため、同センターからの施業負担金110万円の増額、歳出では、歳入における負担金を分収造林事業委託料に110万円を増額するものでございます。

議案第51号、川俣町監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任する川俣町監査委員の選任について、川俣町監査委員斎藤庸夫氏が、平成23年6月30日をもって4年間の任期が満了するため、再任により、川俣町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、新たな任期は、平成23年7月1日から平成27年6月30日までの4年間となります。

議案第52号、川俣町情報公開審査会委員の任命については、川俣町情報公開条例第22条第4項の規定により、審査会委員5名の任期が、本年6月30日をもって2年間の任期満了となるため、委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。なお、新たな任期は、平成23年7月1日から平成25年6月30日までの2年間となります。なお、詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げます、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第4号「町道、小神・秋山線沿い危険箇所改修に関する陳情書」について、産業建設常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであり

ます。

次に、去る3月定例会で可決されました「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」、「東京電力福島第一原子力発電所原発事故に対する意見書」は、内閣総理大臣はじめ関係大臣等へそれぞれ送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方消防組合定例会について報告願います。

菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 伊達地方消防組合議会の報告をする。

23年3月28日、午前10時半、伊達地方消防組合議会定例会が消防組合に招集され、黒沢議員とともに出席してまいりました。

付議案件は、報告1件、議案3件であります。報告案件は、専決処分1件、そして、議案は、23年度一般会計予算ほか3件が審議の結果、原案のとおり可決しました。なお、細部については、お手もとの資料のとおりであります。

以上、報告とする。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会定例会、臨時会について報告願います。齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） おはようございます。6番 齋藤博美であります。伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成23年3月28日、午後1時30分、伊達地方衛生処理組合議会定例会が、伊達地方衛生処理組合に招集され、昆久美子議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、報告1件、議案は7件でありました。報告1件は報告され、議案7件は審議の結果、議案のとおり可決されたことを報告いたします。また、平成23年5月17日、午後2時30分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が、伊達地方衛生処理組合に招集され、出席してまいりました。付議議案は議案4件で、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、福島地方水道用水供給企業団議会臨時会について、私から報告いたします。なお、この場からの報告をお許し願います。

福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成23年5月27日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会臨時会は、摺上浄水場に招集され、出席いたしました。付議議案は、報告1件、議案2件でありました。報告1件は報告され、議案2件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付したとおりであります。

これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で報告関係は終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議報告第2号「例月出納検査の結果」を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、例月出納検査の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，報告第6号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第7号「平成22年度川俣町繰越明許費の繰り越しの報告について（一般会計）」、当局の報告を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第7号について報告した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，報告第8号「平成22年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）」、当局の報告を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第8号について報告した。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋ですが、ただいまの事故繰越し計算書の消防費ね、支出負担行為額が114万4,500円に対して、翌年度繰越額が114万5,000円では、500円合わないのね。翌年度繰越額500円合わないんだけど、これはかまわないのかどうなのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの件でございますが、よく確認したうえでご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時といたします。

（午前10時48分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、説明願います。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの繰越計算書の端数の処理の関係でございますが、繰越額は予算額で繰越いたしますので、これは1,000円単位で切り上げとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第48号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第48号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第3号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第49号「平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第49号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13，議案第50号「平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第50号、平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14，議案第51号「川俣町監査委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第51号、川俣町監査委員の選任について、識見を有する者のうちから選任する川俣町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所 川俣町飯坂字下谷沢41番地の2

氏名 斎藤庸夫（昭和18年5月9日生）

平成23年6月22日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

任期満了に伴い、再任により川俣町監査委員を選任するため同意を求める。

説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任する川俣町監査委員 斎藤庸夫氏が、6月30日をもって4年間の任期が満了するため、再任をお願いいたしますのでございます。

斎藤氏は、住まいは川俣町飯坂字下谷沢でございます。福島県立福島高等学校、東京経済大学を卒業され、昭和42年4月に株式会社ヨークベニマルに入社されました。そして、平成19年2月に退社されるまで、同社取締役食品部長などを歴任、その手腕をいかに発揮され、同社の発展に貢献されました。またこの間、財団

法人物産プラザ福島の評議員、アドバイザーとして、県内物産の振興にも尽力をされてきたところでございます。町監査委員としましては、平成15年7月から2期8年間、豊富な経験と深い識見のもと、代表監査委員として、充実した監査体制の確立を図るとともに、町財政に対する的確で貴重なアドバイスをいただいていたところでございます。任期は、平成23年7月1日から平成27年6月30日までの4年間でございますので、よろしく願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。  
これから議案第51号を採決いたします。  
本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第52号「川俣町情報公開審査会委員の任命について」を議題といたします。  
当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第52号、川俣町情報公開審査会委員の任命について、川俣町情報公開審査会委員に下記の者を任命したいので同意を求める。

記

氏名	住所	生年月日
安齋康男	川俣町字中丁28番地	昭和23年 1月22日
佐藤ノブ子	川俣町大字鶴沢字宮ノ脇6番地	昭和12年 2月 5日
佐藤好弘	川俣町字西戸ノ内3番地	昭和 7年 9月28日
佐藤喜一	福島市腰浜町19番33号	昭和23年 1月 5日
中井勝巳	福島市蓬莱町8丁目4番4号	昭和26年12月11日

平成23年6月22日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町情報公開条例（平成14年川俣町条例第2号）第22条第4項の規定により、同意を求めるものでございます。

同意をお願いいたします内容について申し上げます。

川俣町情報公開条例第22条第4項の規定により、同意を求めるものでございます。任期は、平成23年7月1日から平成25年6月30日までの2年間でございます。

委員5名のうち、中井勝巳様を除く4名の方々は再任でございます。再任をお願いする方々は、安齋康男氏、現在は、保護司として活躍もされております。佐藤ノブ子氏、町行政相談委員として活躍をされております。佐藤好弘氏、元主任児童委員及び保護司を務めていただいております。佐藤喜一氏は、福島市で弁護士として活躍をされております。新任の中井勝巳氏は、福島大学行政政策学部に教授として行政法を担当しておられます。

以上、5名の方々について任命を申し上げたく、ご同意をいただきますようよろしくようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、付託議案等について、協議願います。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長をお願いいたします。

明日23日木曜日は、議案調査のため休会といたします。24日の金曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午前11時37分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 石河 清

同 署名議員 遠藤宗弘